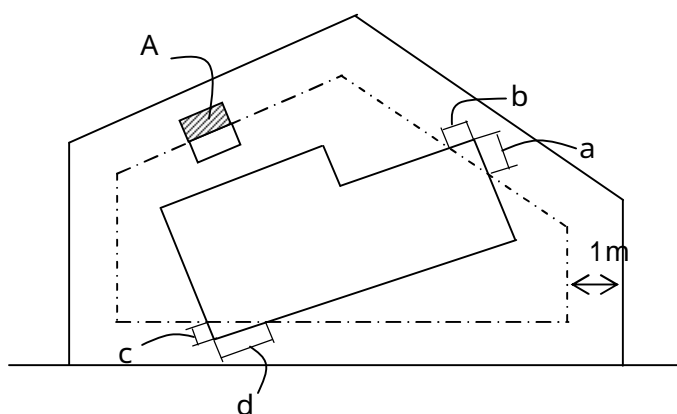


- 一 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が 3m 以下であること。
- 二 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積の合計が 5 m² 以下であること。

物置その他これに類する用途としては、自動車車庫、自転車置き場等であり、本屋の一部に下屋が設けられている場合も該当する。

- 1 a+b+c+d 3m
- 2 ハッチの部分の軒高 2.3m
" 面積 A 5 m²



形態にかかわらず、バルコニー・階段・出窓等は外壁後退対象
風致地区内においては別途制限有り、詳しくは風致担当部局へ

備考 詳解建築基準法

西宮市建築基準法取扱い基準
2010,04,01